

公 印 取 扱 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に定めるもののほか、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会の公印取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類、公印管守責任者等)

第2条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表のとおりとする。

2 公印管守責任者は、公印管守担当者を監督し、公印の管守にあたる。

3 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用さないときは、確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

(公印の作成)

第3条 事務局長は公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式1による公印作成(改刻、廃止)申請書を代表理事に提出し、その承認を得なければならない。

(公印簿)

第4条 公印管守責任者は、別紙様式2による公印簿を備え、これに作成または改刻された公印を押印し、その陰影を保存しなければならない。

(公印の管理簿)

第5条 公印の保管及び使用について責任者(以下公印管守責任者)という。)及び担当者(以下「公印管守担当者」という。)は別表のとおりとする。

2 公印管守責任者は、理事長の命を受け公印に関する事務を総括し、かつ公印の保管及び使用について責任を負うものとし、公印管守担当者を監督する。

3 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理し及び使用された時は、それを確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印の使用を必要とする場合は、公印管守責任者が認める場合を除き、押印しようとする文書に決裁済みの原議書(以下「原議書」という。)を添えて、公印管理担当者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守担当者は、前項の規定により公印使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と原議書とを照合して、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わなければならない。

(公印陰影の印刷)

第7条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあっては、公印管守責任者が支障がないと認めたときは、その公印の陰影を当外交文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印の事故

第8条 事務局長は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、別紙様式3による公印事故届を代表理事に提出するとともに、適切な処置を取らなければならない。

別表

種類	刻印文字	印材・形状	管守責任者	看守担当者
奨励会印	公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会之印	黒水牛 正方形	事務局長	事務局職員
代表理事印	公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会代表理事之印	黒水牛 正方形	事務局長	事務局職員
選考委員長印	公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会選考委員長之印	黒水牛 正方形	事務局長	事務局職員

附 則

- ・この規程は、本財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。
- ・(財)高エネルギー加速器科学研究奨励会公印取扱規定は、本規程の施行をもって廃止する。